

岩手中部土地改良区公告 第58号

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年11月15日

岩手中部土地改良区 理事長 及川 哲朗



1 購入内容

- (1) 購入件名 岩手中部土地改良区公用車の購入
- (2) 数量 普通乗用自動車 1台
- (3) 購入する公用車の仕様等 別紙仕様書による
- (4) 納入期限 令和4年3月31日(木)
- (5) 納入場所 岩手中部土地改良区 事務所  
(北上市和賀町長沼6地割131番地1)
- (6) 入札方法 別紙入札心得書のとおり

2 入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
  - イ 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしているとき。
  - ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

3 一般競争入札参加資格審査

(1) 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとするものは、令和3年11月25日(木)午後5時までに「入札参加申請書」及び下記の必要書類を提出するものとする。

- イ アフターサービス及びメンテナンスの体制表(任意様式)
- ロ 納入しようとする自動車の性能・構成に関する資料(カタログ等)

ハ 法人にあつては、商業登記簿謄本又はその写し、個人にあつては身分証明書又はその写し

ニ 使用印鑑届及び印鑑証明書

ホ 支店・営業所等に権限を委任される場合にあつては、委任状兼使用印鑑届

ヘ 暴力団等の排除に関する誓約書

(2) 提出場所

岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1 岩手中部土地改良区 事務所 総務課

(3) 審査結果

入札参加資格の有無については、令和3年12月2日(木)に通知する。

(4) 開札日までの間において、(1)において提出された書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

4 入札日および場所

入札書を持参または郵送とする。入札書を郵送により入札しようとする者は、その封書に「岩手中部土地改良区公用車の購入」と朱書きし、開札の前日までに書留郵便で提出しなければならない。

開札日：令和3年12月9日(木) 午後1時30分

場 所：岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1

岩手中部土地改良区 事務所 会議室

5 その他

(1) 入札保証金

岩手中部土地改良区契約規程第7条、第8条及び第9条の規定による。入札保証金は入札者の負担とする。入札保証金の免除を受けたい場合は、別紙の「入札保証金免除申請書」を提出し承認を受けるものとする。

(2) 契約保証金

岩手中部土地改良区契約規程第29条及び第30条の規定による。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(4) 入札金額の記載方法

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、最低制限価格を設定していない。落札決定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無し

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約条件 別紙「売買契約書」による。

(9) 問い合わせ先

岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1 岩手中部土地改良区 総務課

## 令和3年度 車両購入仕様書

### 1. 目的

老朽化した車両の入れ替えのため、本仕様書に示す自動車を購入するもの。

### 2. 購入車両仕様

別紙のとおり

### 3. 台数

普通乗用自動車 1台

### 4. 納入期限

令和4年3月31日(木)

### 5. 保証

保証期間は、納入の日から3年間とし、車両・外装等に不備欠損が生じた場合は、受注者の負担により速やかに改修するものとする。

### 6. その他

- ① 入札書に記載する金額は、車両価格(標準装備、付属品含む)、登録諸費用(登録届出費用、代行手数料、納車費用)により算出のこと。
- ② 落札額に、消費税及び地方消費税の額、自動車税、自動車税環境性能割、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル法関連費用(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金等の預りリサイクル預託金及び資金管理料金等)を加算して契約を行うものとする。
- ③ 車検証は、発行され次第速やかに、岩手中部土地改良区 総務課に送付すること(FAX可)。
- ④ 下取り車両の見積りは、総務課に連絡の上、確認すること。  
なお、下取り車両は令和4年4月15日をもって車検の有効期間が満了する。
- ⑤ 本仕様書に疑義が生じた場合には、その都度速やかに当土地改良区と協議するものとする。

購入車両仕様書

| 区分        | 規格・装備等  |
|-----------|---|
| 品名        | 普通乗用自動車（ミニバンタイプ）  |
| 数量        | 1台（新車）  |
| 総排気量      | 2,000cc クラス   |
| 乗車定員      | 7名以上  |
| 使用燃料      | 無鉛レギュラーガソリン   |
| トランスミッション | オートマチック車（CVT車も可）  |
| 駆動方式      | 4WD（フルタイム、パートタイム問わない）   |
| 参考ボディカラー  | ホワイト系   |
| 必要装備及び付属品 | <p>① エアコン（フロント・リヤ）</p> <p>② SRSエアバッグ（運転席・助手席）</p> <p>③ ABS（アンチロックブレーキシステム）</p> <p>④ 両側パワースライドドア</p> <p>⑤ カーナビゲーションシステム（バックガイドモニター付）</p> <p>⑥ ドライブレコーダー（前後方録画）</p> <p>⑦ AM/FMチューナーラジオ</p> <p>⑧ ETC車載器（セットアップ含む）</p> <p>⑨ サイドバイザー</p> <p>⑩ フロアマット</p> <p>⑪ スペアタイヤまたは応急用パンク修理用品</p> <p>⑫ スタッドレスタイヤ、ホイールセット</p> <p>⑬ 衝突回避機能（対車両・対歩行者）</p> <p>⑭ 「岩手中部土地改良区」の名入れ（左右）</p> <p>⑮ 標準工具一式</p> <p>※・オプション品については、純正品（ディーラーオプションを含む）を基本とする。</p> <p>・⑦の「AM/FMチューナーラジオ」については、⑤のカーナビゲーションシステムに機能が内臓されている場合は、装着不要とする。</p> <p>・納車時は、スタッドレスタイヤを装着すること。またノーマルタイヤは車内に積載すること。</p> <p>・タイヤは国産メーカーとする。</p> |

|              |   |
|--------------|---|
| 積算に含まれる費用等   | <p>① 車両本体価格、付属品一式代金（車両本体に標準装備されているものを除く）及び登録諸費用（登録届出費用、代行手数料、納車費用）</p> <p>② 消費税及び地方消費税の額、自動車税、自動車税環境性能割、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル法関連費用（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金等の預りリサイクル預託金及び資金管理料金等）は除く。</p> <p>③ 車両の下取り価格及び経費（廃車する場合はそれにかかる経費）</p> <p>④ その他必要と認める経費</p> |
| 入替車両(下取り・廃車) | <p>車種：トヨタ サクシードバン（平成23年式）</p> <p>参考【走行距離：139,100 km】令和3年11月1日現在</p>   |

## 入札心得書

岩手中部土地改良区

### (総則)

第1条 当土地改良区の発注に係る工事、物品購入等の一般競争又は、指名競争による工事、物品購入等の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得書を承知するものとする。

### (入札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

- 2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により提出しようとする者は、その封書に「何々入札書」と朱書きし、開札の前日までに書留郵便で提出しなければならない。
- 3 宛名は「岩手中部土地改良区 理事長 及川哲朗」とする。
- 4 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示し、金額の頭には「¥」記号を記入するか、代表者印鑑（代理人による見積りについては、代理人使用印鑑）を押印するものとする。
- 5 契約の相手方の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (代理)

第3条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

- 2 代理人は、2人以上の者を代理することはできない。

### (入札書の書替え等の禁止)

第4条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書替え、引替え、又は撤回することができない。

### (無効入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 当土地改良区で定める入札心得に違反したとき
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札保証金の不足する者のした入札
- (6) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (7) 代理人が二以上の者の代理をしてした入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (10) 無権代理人がした入札
- (11) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (12) 入札に参加するものに必要な資格のない者のした入札

令和 年 月 日

岩手中部土地改良区  
理事長 及川 哲朗 様

住 所  
氏 名

### 入札参加申請書

下記の入札に参加したいので申請いたします。なお、入札にあたり入札心得書を遵守いたします。

#### 記

購入件名 岩手中部土地改良区公用車の購入

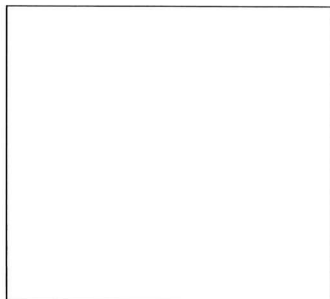
入札日時 令和3年12月9日(木) 午後1時30分

添付書類

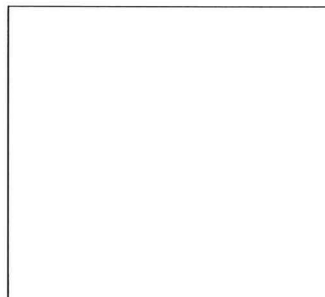
- イ アフターサービス及びメンテナンスの体制表(任意様式)
- ロ 納入しようとする自動車の性能・構成に関する資料(カタログ等)
- ハ 法人にあつては、商業登記簿謄本又はその写し、個人にあつては身分証明書又はその写し
- ニ 印鑑証明書及び使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ホ 暴力団等の排除に関する誓約書

## 使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑は、入札・見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求および受領のために使用したいので届け出ます。

岩手中部土地改良区  
理事長 及川 哲朗 様

令和 年 月 日



# 委任状兼使用印鑑届

令和 年 月 日

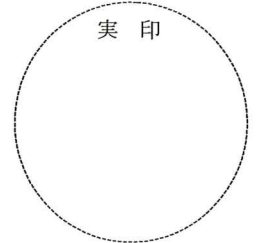
岩手中部土地改良区

理事長 及川 哲朗 様

届出者 所在地  
(委任者)

商号又は名称

代表者職氏名



私は、下記の者を代理人と定め、岩手中部土地改良区との間における下記事項に関する権限を委任するとともに、下記の印鑑を、入札の参加並びに契約の締結、契約代金の請求及び領収のために使用します。

## 記

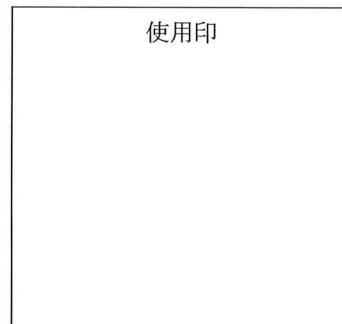
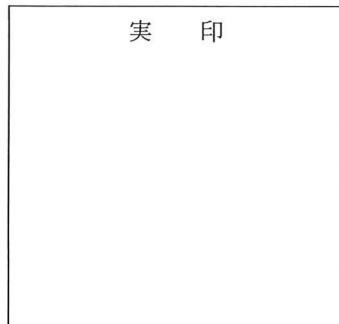
- 1 委任事項
- (1) 入札参加資格審査および入札に関する事項
  - (2) 契約の締結及び履行に関する事項
  - (3) 契約代金の請求及び領収に関する事項
  - (4) 保証金又は保証物に関する事項
  - (5) 復代理人の選任及び解任に関する事項
  - (6) その他上記各項目に関する一切の事項

2 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 受任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名



※支店・営業所等に権限を委任されない場合は、「使用印鑑届」を提出してください。

## 入札保証金免除申請書

令和 年 月 日

岩手中部土地改良区

理事長 及川 哲朗 様

申請者

住 所

商号又は名称

氏名

印

令和3年12月9日に開札される「岩手中部土地改良区公用車の購入」に係る入札保証金を、次の理由により免除して下さるよう申請します。

(理由)

1. 岩手中部土地改良区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したため。
2. 過去2年間の間に岩手中部土地改良区、国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を、次のように2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行したため。

| 契約の<br>相手方 | 契約名 | 定価 | 契約金額 | 契約<br>年月日 | 履行(納入)<br>年月日 | 備考 |
|------------|-----|----|------|-----------|---------------|----|
|            |     |    |      |           |               |    |
|            |     |    |      |           |               |    |
|            |     |    |      |           |               |    |

(備考)

- ※1 入札保証金の免除を申請する理由については、該当する番号を丸で囲んでください。
- ※2 入札保証保険契約に係る保険証券（原本）又は契約書の写しを添付してください。

## 売買契約書

### 1 物品の品名等

| 品名               | 品質規格  | 数量 | 単位 | 単価 (円) | 金額 (円) |
|------------------|-------|----|----|--------|--------|
| 普通乗用自動車 (付属品含む)  | 別紙仕様書 | 1  | 台  |        |        |
| 課税販売諸費用等         | 課税対象  | 1  | 式  |        |        |
| 登録諸費用            | 非課税対象 | 1  | 式  |        |        |
| 下取りまたは処分費用       |       | 1  | 式  |        |        |
| 租税公課及びリサイクル法関連費用 |       | 1  | 式  |        |        |
| 消費税及び地方消費税       |       |    |    |        |        |
| 合計               |       |    |    |        |        |

2 契約金額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 円)

3 契約保証金 円

4 納入場所 岩手中部土地改良区 事務所 (北上市和賀町長沼6地割131番地1)

5 納入期限 令和4年3月31日 (木)

岩手中部土地改良区 理事長 及川 哲朗 (以下「発注者」という。) と  
(以下「受注者」という。) は、上記物品の売買について、別記  
の条項により、契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 北上市和賀町長沼6地割131番地1  
岩手中部土地改良区  
理事長 及川 哲朗 印

受注者

印

(総則)

第1条 物品の品名等、契約金額、契約保証金、納入場所及び納入期限は、頭書の記載のとおりとする。

(納入及び検査)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いのもと、検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを取り替え、又は補修を行った後、再度検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 発注者は、必要があると認めるときは、物品の納入の前に検査することができる。

(売買代金の支払)

第3条 受注者は、前条の検査に合格した後でなければ、売買代金の支払を請求することができない。

2 受注者は、発注者に対し書面により売買代金を請求するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、受注者に売買代金を支払うものとする。

(違約金)

第4条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しないときは、その遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(契約の変更及び中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 納入された物品が頭書の規格又は品質と相違すると認められたとき。

(2) 受注者が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納入しないとき、又は納入する見込みがないとき。

(3) 受注者とその構成員のいずれかの者が以下この号に次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与してい

ると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めたとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における既に納入された部分の取扱いについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 受注者は、自己の責めによる契約解除に伴い発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、自己の責めによる契約解除に伴い受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第8条 第2条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(かし担保)

第9条 受注者は、発注者に物品を引き渡した後、その物品に隠れたかし又は発注者が指定する内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り替え、又は補修するものとする。

(公正入札違約金)

第10条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。物品が納入された後も同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定による場合のほか、売掛債権担保融資制度の利用に当たり、債権担保を目的として、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2の規定す

る金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）することができる。

3 前項の規定に基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行ったときは、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、岩手中部土地改良区規約第39条第1項及び第2項の規定により、会計主任に対して支出の決定を行った時点で生じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第12条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(契約外の事項)

第13条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。

# 入 札 書

令和 年 月 日

岩手中部土地改良区  
理事長 及川 哲朗 様

所在地

名 称

Ⓜ

代理人

Ⓜ

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |    |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 円也 |

上記金額をもって、入札心得及び入札条件等を承諾のうえ入札します。

購入件名 岩手中部土地改良区公用車の購入

数量 普通乗用自動車 1台

(注意事項)

- 1 入札書の大きさは、日本工業規格A列4番とする。(封筒は不要)
- 2 代理人が入札する場合は、代理人使用印鑑を押印すること。(代表者印鑑は不要)
- 3 金額は、アラビア数字で表示すること。
- 4 金額の頭には、「¥」記号を記入するか、代表者印鑑(代理人使用印鑑)を押印すること。

# 委任状

私は、(使用印鑑 )

を代理人と定め、次の件名の入札に関する一切の権限を委任します。

購入件名 岩手中部土地改良区公用車の購入

数量 普通乗用自動車 1台

令和 年 月 日

所在地

名称

⑩

岩手中部土地改良区  
理事長 及川 哲朗 様



# 暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

岩手中部土地改良区  
理事長 及川 哲朗 様

住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印  
生年月日

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、参加資格の取り消しなど、岩手中部土地改良区が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- 3 暴力団員と認められる者
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 6 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。7において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- 7 法人にあっては、その役員のうち3から5までのいずれかに該当する者があるもの

※1 法人の場合は、本社の代表者が作成すること。

※2 代表者の変更があった場合は、その都度提出すること。

令和3年度

件名 : 岩手中部土地改良区公用車の購入

普通乗用自動車 1台

上段：変更前  
下段：変更後

| 件名               |    | 岩手中部土地改良区公用車の購入 |    |                  |  |
|------------------|----|-----------------|----|------------------|--|
| 名称(規格)           | 数量 | 単位              | 金額 | 備考               |  |
| 車両費              | 1  | 台               |    | ①                |  |
| 付属品費             | 1  | 式               |    | ②                |  |
| 車両代計             |    |                 |    | ③=①+②            |  |
| 課税販売諸費用等         | 1  | 式               |    | ④                |  |
| 下取りまたは処分費用       | 1  | 式               |    | ⑤                |  |
| 課税対象分 合計         |    |                 |    | ⑥=③+④+⑤          |  |
| 新規検査登録手数料(非課税)   | 1  | 式               |    | ⑦                |  |
| 車庫証明手数料(非課税)     | 1  | 式               |    | ⑧                |  |
| 非課税対象分 合計        |    |                 |    | ⑨=⑦+⑧            |  |
| 設計金額             | 1  | 式               |    | 入札書記載額<br>⑩=⑥+⑨  |  |
| 消費税              |    |                 |    | 契約後加算<br>⑪=⑥*0.1 |  |
| 税込価格             |    |                 |    | ⑫=⑩+⑪            |  |
| 自動車税             |    |                 |    |                  |  |
| 自動車税環境性能割        |    |                 |    |                  |  |
| 自動車重量税           |    |                 |    |                  |  |
| 自賠償保険料           |    |                 |    |                  |  |
| 収入印紙             |    |                 |    |                  |  |
| 預りリサイクル預託金       |    |                 |    |                  |  |
| 資金管理料金           |    |                 |    |                  |  |
| 租税公課及びリサイクル料金 合計 |    |                 |    | ⑬                |  |
| 合計               |    |                 |    | ⑭=⑫+⑬            |  |
|                  |    |                 |    |                  |  |
|                  |    |                 |    |                  |  |
|                  |    |                 |    |                  |  |